



無量光院跡と金鶏山



旧観自在王院庭園と金鶏山

重要眺望景観の一覧			
1 柳之御所遺跡から見る金鶏山	7 柳之御所遺跡から見る高館、関山、塔山など		
2 無量光院跡から見る金鶏山	8 毛越寺から見る旧観自在王院庭園と束稲山		
3 旧観自在王院庭園から見る金鶏山	9 中尊寺東物見から見る衣川周辺		
4 高館から見る北上川と束稲山	10 歴史景観地区を歩きながら見る山並み		
5 柳之御所遺跡から見る束稲山	11 柳之御所遺跡から望む中尊寺金色堂		
6 高館橋から見る北上川と高館	12 ガイダンス施設から見る柳之御所遺跡		

景観重要公共施設の一覧			
1 北上川	8 県道・平泉停車場中尊寺線(中尊寺通り)		
2 衣川	9 県道・相川平泉線		
3 太田川	10 県道・一関平泉線		
4 一般国道4号	11 都市計画道路・毛越寺線		
5 一般国道4号平泉バイパス	12 町道・坂下線		
6 主要地方道・平泉巖美溪線	13 町道・花立線		
7 主要地方道・一関北上線	14 ウオーキングトレイル(町道のみ)		

町では今後、景観計画素案の細部を関係機関と調整し、成案を進めます。年内に開く都市計画審議会の了承を経て計画を策定。景観法に基づく景観条例案も策定し、来年4月の施行を目指します。指針や基準の詳細などについては、9月以降に開く住民説明会などでお知らせしていきます。

◎問い合わせ先：建設水道課 ☎46 5569

- ④美しい夜空の確保のための、 unnecessary 屋外照明の規制誘導を検討します。
- ③屋外広告物の規制誘導 規模や掲出位置、色彩などの基準を定め、規制誘導を
- ②屋外たい積物の規制誘導 廃棄物や建築資材など、見える場所からの長期にわたるたい積を抑制します。
- ①自動販売機などの規制誘導 野立ての自動販売機は禁止します。店舗などに付帯するものは色彩を規制誘導します。鉄塔などの工作物は極力建設せず、やむを得ない場合は色彩や緑化での修景を促します。

町内の景観形成への動き 商工会が景観コンテスト

内閣官房が募集した19年度「全国都市再生モデル事業」で、平泉商工会が提案する「平泉の“あきない”景観コンテスト」を通じた商業施設景観の調査が採択されました。これは、平泉にふさわしい商業景観をコンテストという形で議論していくものです。特に商店の外観や看板などについて、広く商店の皆さんの参加で議論し、モデルとなるものを作り上げます。その後、屋外広告物への対応など景観計画に反映させていきます。

眺望景観保全への基準

平泉には文化的景観を体験できる眺望景観が多くあります。これらを守り、より美しくなるように育てていくことが大切です。

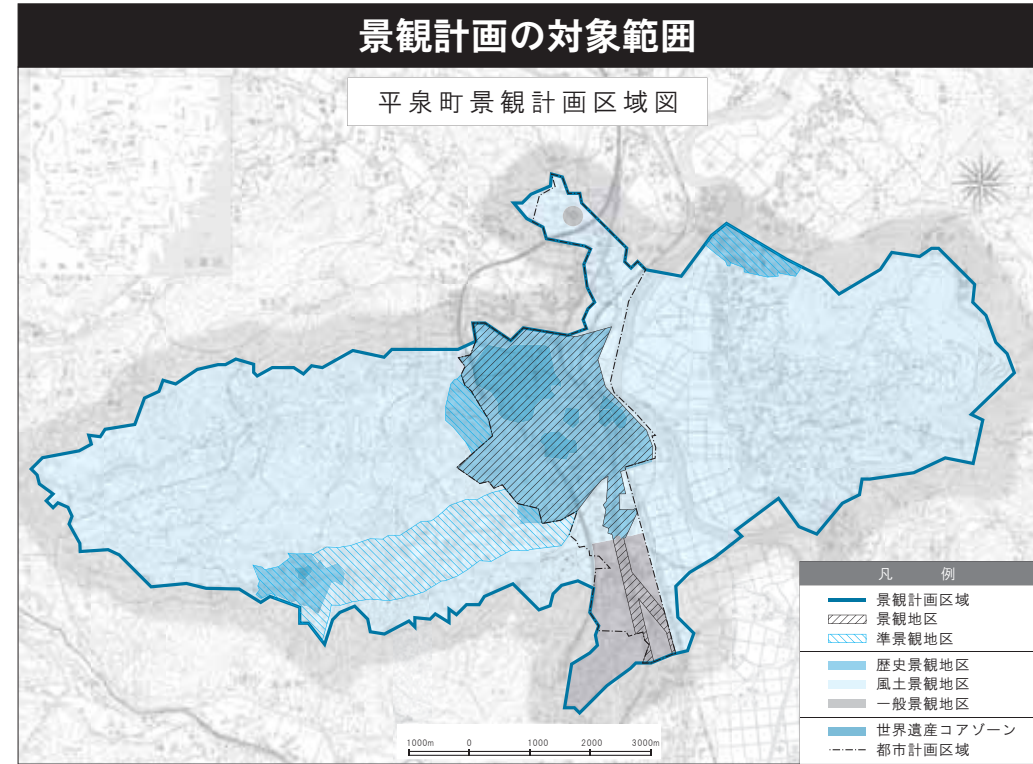
す。中でも特に重要な眺望景観を積極的に保全するため、12項目を「重要眺望景観」に位置付け、建設行為などについて景観形成上の基準を示します。また景観形成で重要な役割を担う公共施設については、景観

法に基づく、景観重要公共施設に指定し、整備事項や占有許可などの基準を定め、平泉の景観にとってふさわしいデザインへと誘導していきます。

景観の改善、向上を図る

平泉の文化的景観を損ねると思われる工作物などについて、あらかじめルールを決めて対処していきます。

⑤景観と関連の深い騒音などの規制誘導 文化的景観を体験する上で、照明のあり方を工夫。上方光束を避けるよう規制誘導します。



景観像ごとく地区分け

文化的景観に調和する建物のたたずまいを守り育てていくため、町全域について目指すべき景観像のまとまりごとに「歴史

景観地区」「風土景観地区」「一般景観地区」の3つに区分します。それぞれの地区に応じた基準を設け、建築物や工作物、開墾行為などの規制誘導を図っていきます。(下表参照)

地区別の景観形成基準 (建築物について抜粋)			
項目	歴史景観地区	風土景観地区	一般景観地区
共通事項	<ul style="list-style-type: none"> ▷平泉の文化的景観と調和した落ち着いた安らぎのある景観を形成する。 ▷歴史的資産との景観的調和を図り、世界遺産地区にふさわしい景観の創出を心掛ける。 	<ul style="list-style-type: none"> ▷自然と調和した美しい農村景観を保全・継承する。 	<ul style="list-style-type: none"> ▷平泉の玄関口として、世界遺産地区にふさわしい良好な沿道景観の形成に配慮する。
指針	<ul style="list-style-type: none"> ▷在来工法による和風の木造建築を基本とする。 ▷一戸が突出した印象を与えないよう、周辺の家並みと調和するような形態意匠・色彩とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ▷伝統的な様式を残す建築物は、外観と骨組みをなるべく維持した改修を奨励する。 ▷新築する場合は、基本的に伝統的な様式または伝統的な様式と調和するような和風の木造建築とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ▷特に国道沿道において、建築物や広告物の高さや形態意匠、色彩が文化的景観の印象を阻害しないように配慮しつつ、植栽などで修景を行う。
建築物基準	【高さ】 ▷最高の高さは10mを超えないこと。	【高さ】 ▷最高の高さは13mを超えないこと。	【高さ】 ▷最高の高さは15mを超えないこと。
	【形態意匠 - 基本構造】 ▷建築は和風のデザインとする。 ▷木造建築を基本とする。 ▷高床式(ピロティ)は避ける。		
	【形態意匠 - 屋根】 ▷屋根こう配は、10分の3から10分の5を標準とする。 ▷屋根の材料は、和がわら・金属板(鉛・銅など)を基本とする。 ▷屋根の形状は、入り母屋・切り妻・寄せ棟を基本とする。 ▷軒(軒の出は75cm以上)・ケラバを出すことを基本とする。 ▷総二階の場合などは、庇を設けることを基本とする。 ▷屋根の色彩(庇などを含む)に基準を設ける。	【形態意匠 - 屋根】 ▷屋根の色彩(庇などを含む)に基準を設ける。	
	【位置】 ▷歴史的な地形を尊重する。 ▷重要な眺望地点から見て突出した印象を与えないような位置を選ぶ。 ▷隣地相互の空間を確保する。 ▷壁面位置は、全面道路から1~3m程度後退し、植栽による緑化を行うことを基本とする。ただし、やむを得ない場合は、接道部分を重点的に緑化する。		【敷地の緑化】 ▷植栽は、接道部を中心に敷地内空地面積の10%以上を基本とする。
	【敷地の緑化】 ▷植栽は、接道部を中心に敷地内空地面積の20%以上を基本とする。		
	【形態意匠 - 建築設備等】 ▷建築設備などは、道路等から見えないように隠す。	【形態意匠 - 建築設備等】 ▷建築設備などは、前面道路から見えないように隠す。	

「指針」は、ほかの有効な方法に替えることができるもので、目標となるものです。「基準」は、必要最低限のルールで、必ず守るべきものです。